

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 遺贈を辞退するには

Q：私は、ある人から遺贈を受けたのですが、これを辞退することはできるのでしょうか。

A：遺贈は、遺言者の一方的な意思ですから強制力はなく、自由に放棄できます。

#### 【解説】

遺贈の放棄は自由で、その理由は問いません。遺贈の放棄の方法は、次の2つのケースにより異なります。

#### (1)特定遺贈の場合

特定の財産の遺贈である特定遺贈については、遺贈義務者（相続人など）に対して書面などで放棄の意思を示せばよく、特別な手続きはいりません。放棄についての期間の制限もなく、遺言者の死亡後いつでもできますが、意思表示のタイムリミットを利害関係者より要求されることがあります。

#### (2)包括遺贈の場合

遺産の全部または割合をもって示された遺贈である包括遺贈の場合は、相続人等との権利義務関係に広く影響を及ぼすため、相続の放棄の場合と同じような手続きが必要になります。具体的には、自分のために包括遺贈があったことを知った時から3ヶ月以内に、「包括遺贈放棄申述書」を家庭裁判所に提出して、放棄を申し立てることになります。

